

第十一期食品成分委員会での収載値等の検討作業の進め方について（案）

1. 第十一期食品成分委員会での検討体制のあり方

第十一期食品成分委員会においては、企画作業部会と旧検討作業部会について、今般の外的要因により検討作業等に支障を及ぼさないよう、かつ、その目的を達成するために、以下のとおり柔軟な体制を確保していく必要がある。

そのため、新たな体制整備として、収載値等の個別食品の検討作業やこれに係る文献調査等の運営についてアウトソーシングを行うとともに、新たな体制下での企画作業部会を中核に、成分表の横断的な課題に係る議論を行い、食品成分委員会へ提案・報告を行うこととする。

第十期食品成分委員会

- 企画作業部会
〔成分表改訂に係る全体的な議論(分析食品の検討など)を行い、食品成分委員会へ提案を行う。〕
 - 植物性食品等の検討作業部会A(1,2,3,4,5群)※
 - 植物性食品等の検討作業部会B(6,7,8,9,16群)※
 - 動物性食品等の検討作業部会(10,11,12,13,14群)※
 - 調理加工食品検討作業部会(15,17,18群)※
- ※ 収載値の確定や計算方法等の検討

第十一期食品成分委員会

- 企画作業部会
成分表の横断的な課題※に係る議論を行い、食品成分委員会へ提案・報告を行う。
※ 分析食品、データ整備 等
 - アウトソーシング(委託調査)
各食品群ごとの検討作業について、必要な文献等調査とワーキンググループを組織し、食品成分委員会又は企画作業部会に報告を行う。
・必要な文献やニーズ調査
・収載値の確定に向けた検証
・計算方法等の検討 等
- ※ 各委員の協力を得て実施

2. 今後のスケジュール

1) 年度内（本委員会以降）

運営主体は、食品成分委員会運営規則の作業部会に準じた検討作業ワーキンググループを一時的に設置し、企画作業部会との連携をとる。

その際、食品成分委員会運営規則第5条第1項第3号の適用を受け、第十期食品成分委員会と同様に非公開対応とし、次のアウトソーシングでの報告書において、関連として議事要旨等を取りまとめていくこととする。

2) 次年度（アウトソーシング以降）

運営主体は、食品成分委員会運営規則の作業部会に準じた検討作業ワーキンググループの構成を引継ぎつつ、アウトソーシングする形で委託調査の中で組織し、各食品群の検討作業等を実施し、食品成分委員会及び企画作業部会に報告を行うこととする。